

○生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 宅川 靖次

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第18号 鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む条例の制定について」ほか5件であります。また継続審査となっております請願2件も議題といたしました。

当委員会は、去る2月28日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案6件については原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願2件についても審査しました。以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第18号 鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む条例の制定について」であります。市民が生涯にわたって、健康で、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりの実現に寄与することを目的とした条例を新たに制定するものであります。

委員からは、今回条例を制定するにあたり、健康増進計画「健康なると21」に基づいて取り組んでいる事以外に追加的に取り組む施策があるのかとの質疑があり、理事者からは、これまでは医療に関して定まったものはなかったが、「地域医療を地域全体で守り育む」などの理念が、初めて明文化され、これからの健康づくりの推進と地域医療の確保に向けた取り組みの指針になると考えているとの説明を受けました。

条例になじまないような字句や、読んだだけでは市民の方が理解しにくい文言が条文中に見受けられることから、今後、条例を改正するときにはこれらの見直しを検討して欲しいとの意見がありました。

また、委員からは、条文中に「医療の担い手の確保に向けて、関係機関と連携し、必要な対策を講じること。」とあるがどのようなことを想定しているのかとの質疑があり、理事者からは、医療の担い手の確保については本市のエリアだけで考えるのではなく、全県的な取り組みとなることから、多くの関係機関との連携を想定しており、例えば、本市においても大学と連携して看護学生、保健師課程の学生などの現場実習を受け入れているとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第19号 鳴門市国民健康保険条例の一部改正について」であります。国民健康保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。委員からは、改正内容について確認があり、理事者からは、株式の課税方法が変更され上場株式等の譲渡所得等、配当所得等に特定公社債等が含まれることや、株

式等譲渡所得等の分離課税制度において上場株式等に係る譲渡所得と一般株式等に係る譲渡所得が別の分離課税制度となることなど、また昨年6月に発効した日本と台湾の民間取決めである二重課税の回避及び脱税の防止のための取決では、台湾の当該投資事業組合が課税免除とすべき機関である場合、日本の金融機関による住民税の徴収は行われず、この場合、日本の国内法上は日本国居住者に対して課税できるにもかかわらず、住民税が徴収がされないため、課税できるようにするための法整備が必要となったことに伴うものであるなどとの説明がありました。

委員からは、上場株式の売買で損失が出た場合に、特定公社債の利子と損益通算出来るようになるのかとの質疑があり、理事者からは、確定申告することにより可能になるとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第20号 鳴門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。介護保険法及び関係省令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

委員からは、介護職員も含めて人員配置が決められているが、資格を有せずに職についている者がいるのかとの質疑があり、理事者からは介護職員については特に有資格者でなくてはならないということはなく、生活相談員についても、基本的には社会福祉士の資格を有する者となっているが、県の運営基準等によると社会福祉士の資格を有していなくても、実務経験が何年以上あるなど、同等能力があるということで配置されている場合もあるとの説明を受けました。

経験がなくても介護職員として従事する可能性もあるということであり、人の命に関わるような時に適切な処置が出来るようにしなければいけないと思う。施設によって研修するのかどうかについてどこまで市が関与できるのか分からないが、人命、介護、生活を支援していくという意味では、市として最低限の方針を示した方がよいのではとの意見がありました。

理事者からは、現時点で研修についての詳細な鳴門市の基準があるわけではないが、市のほうでもスキルを担保出来るような方法を検討していきたいとの説明を受けました。

サービスを行う最低限の基準を設けていなければ、何か問題が発生したときには市にも責任が出てくることになる。未然に防ぐ観点からも、スキルに関しては最低ラインはキープしていかないといけないのではとの意見がありました。

理事者からは、研修に関していえば、事業者への実地指導を2年に1回行っているが、来年については集団指導のようなかたちで市に来ていただき、市のほうから研修をすることも検討しているとの説明を受けました。

利用者主体ということをお忘れずにいろいろ検討して欲しいとの要望がありました。委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第21号 鳴門市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、

設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。が、介護保険法及び関係省令の改正に伴い、看護師又は准看護師である介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は指定予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内にある指定地域密着型通所介護事業所においても職務に従事することができるよう改正を行うものであります。委員会では異議なく、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第22号 鳴門市附属機関設置条例の一部改正について」であります。が、「鳴門市障害者計画及び障害福祉計画策定・評価委員会」の担当事務に障害児福祉計画に関することを追加するなどの改正を行うものであります。

委員からは、障害者計画等の策定に向けたスケジュールについて確認があり、理事者からは、平成29年度中に策定することとしており、6月頃に市民委員を公募するとともに、庁内の検討会を開催し、7月、9月、11月、2月頃に策定・評価委員会を開催し内容について協議・検討し、3月に市長へ答申をすることを予定しているとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第23号 鳴門市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部改正について」であります。が、子どもはぐくみ医療費の助成対象を拡充するものであります。

委員からは対象人数及び県と市の費用の負担割合について質疑があり、理事者からは、条例改正に伴い新たに対象となる人数は1月末現在で1,476人であり、現時点における対象者数は2月1日現在で5,378人であり、およそ6,854人が対象になると考えている。また、対象者に対する医療費の総額については平成29年度当初予算においては、2億円と試算しており、県の負担は1億6千330万円の2分の1であり、その差額分が市の負担となる。ちなみに、今回の条例改正にともない増加する市の負担は、2,870万円と試算しているとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

